

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課、

都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策10

分権型社会を担う地方税制度の構築

（政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

- ア 21世紀を迎え、少子高齢化、就労形態・ライフスタイルの多様化など、我が国経済社会の構造が大きく変化している。
- イ こうした構造変化に的確に対応し、持続的な質の高い経済社会を作り上げていくとともに、世代内の公平だけでなく、世代間の公平の活性化を実現するため、「あるべき税制」を実現することが肝要である。
- ウ また、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方分権を推進するため、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める改革が必要である。

（2）主な施策の概要

平成19年度税制改正の概要

税制調査会等での様々な議論を背景に、社会経済情勢の変化等に対応すべく、以下のような所要の改正を行い、地方税制度の構築に努めた。

ア 経済活性化等

【減価償却方法の見直し】

国際競争力強化の観点から、法人所得課税等における減価償却制度を次のとおり見直す。

償却可能限度額・残存価格の廃止

償却方法（定率法の見直し）

【上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長】

上場株式等の配当及び譲渡益に係る都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長する。

イ 安心・安全のための税制

【住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設】

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額する特例措置を創設する。

ウ 環境税制

【低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長】

電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期間を2年延長する。

エ その他

テレワーク設備に係る固定資産税の特例措置の創設

地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

JRに係る固定資産税の承継特例、三島会社特例の5年延長

固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するための所要の措置

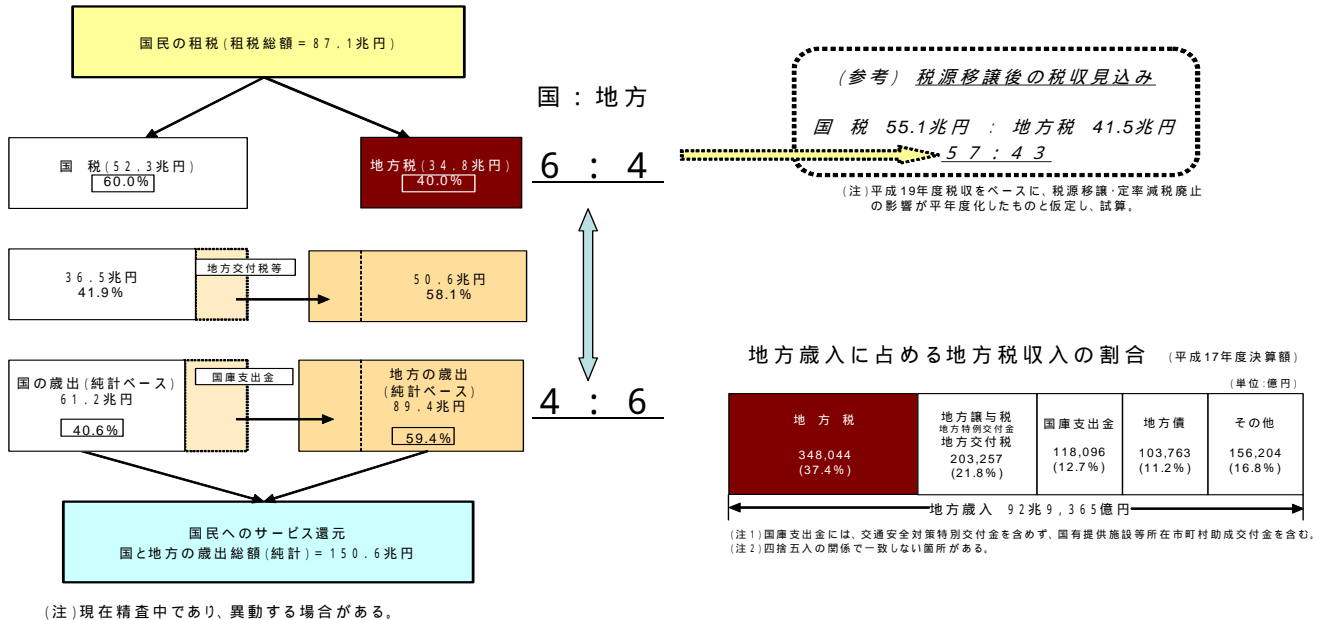
(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	<p>(魅力ある地方の創出)</p> <p>交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体の財政力の格差の縮小を目指します。</p> <p>(国と地方の行財政改革の推進)</p> <p>本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代は広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	<p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第 期目標の達成に向けて</p> <p>・各分野における歳出改革の具体的内容</p> <p>地方税について、国、地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。</p>

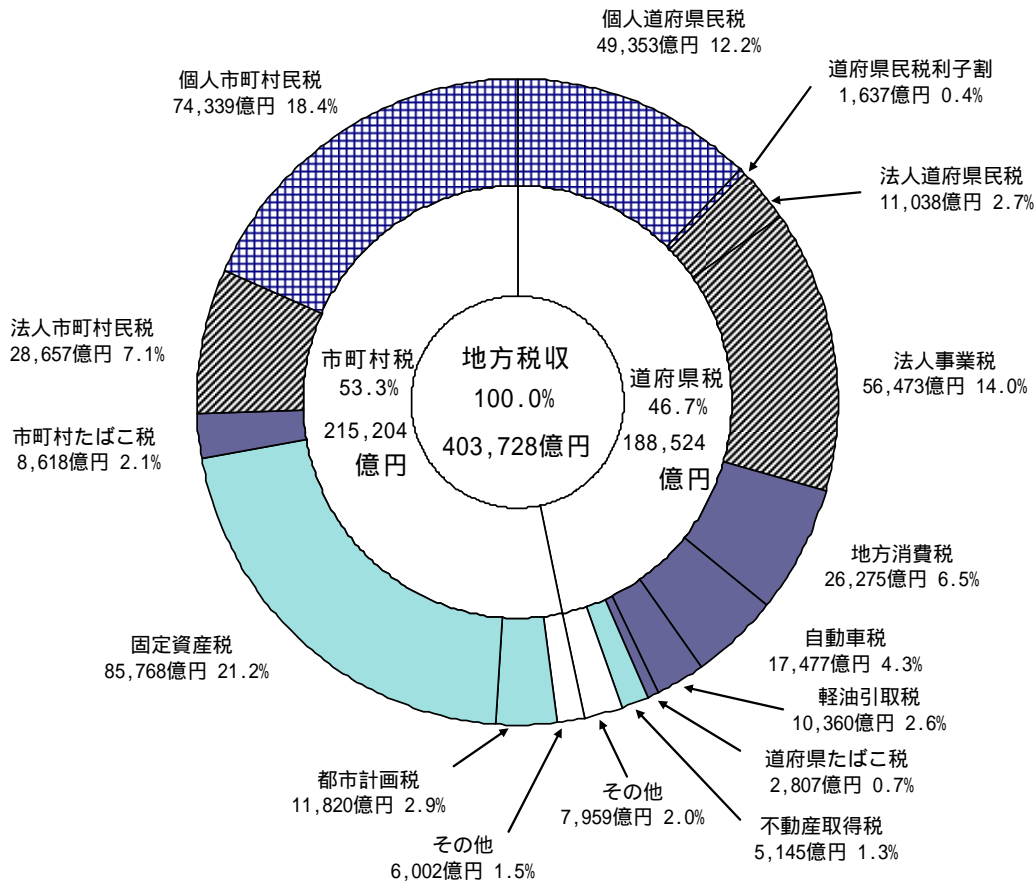
3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

・国・地方の財源配分について(平成17年度)

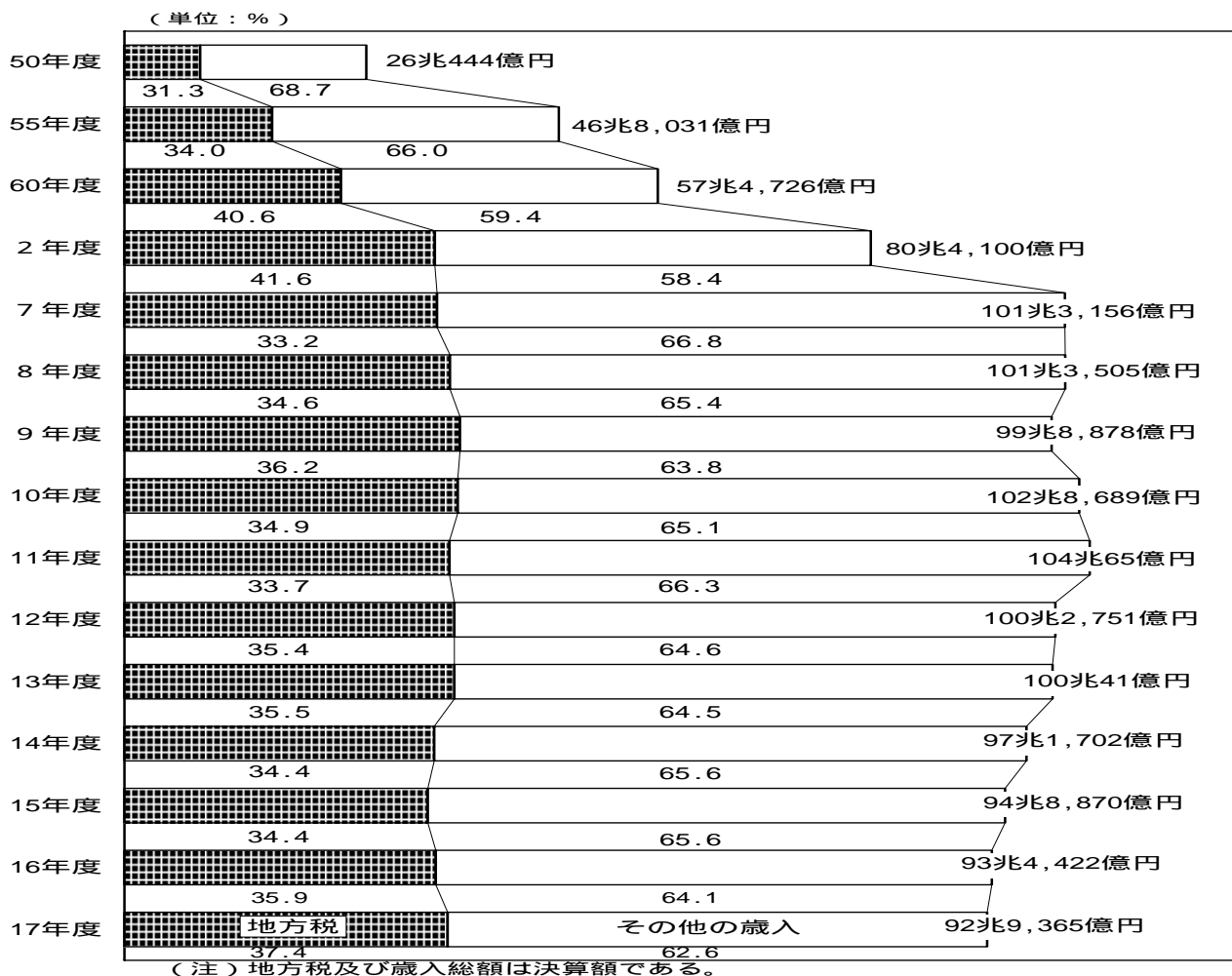


・道府県民税及び市町村税の税収構成比(平成19年度)地財計画



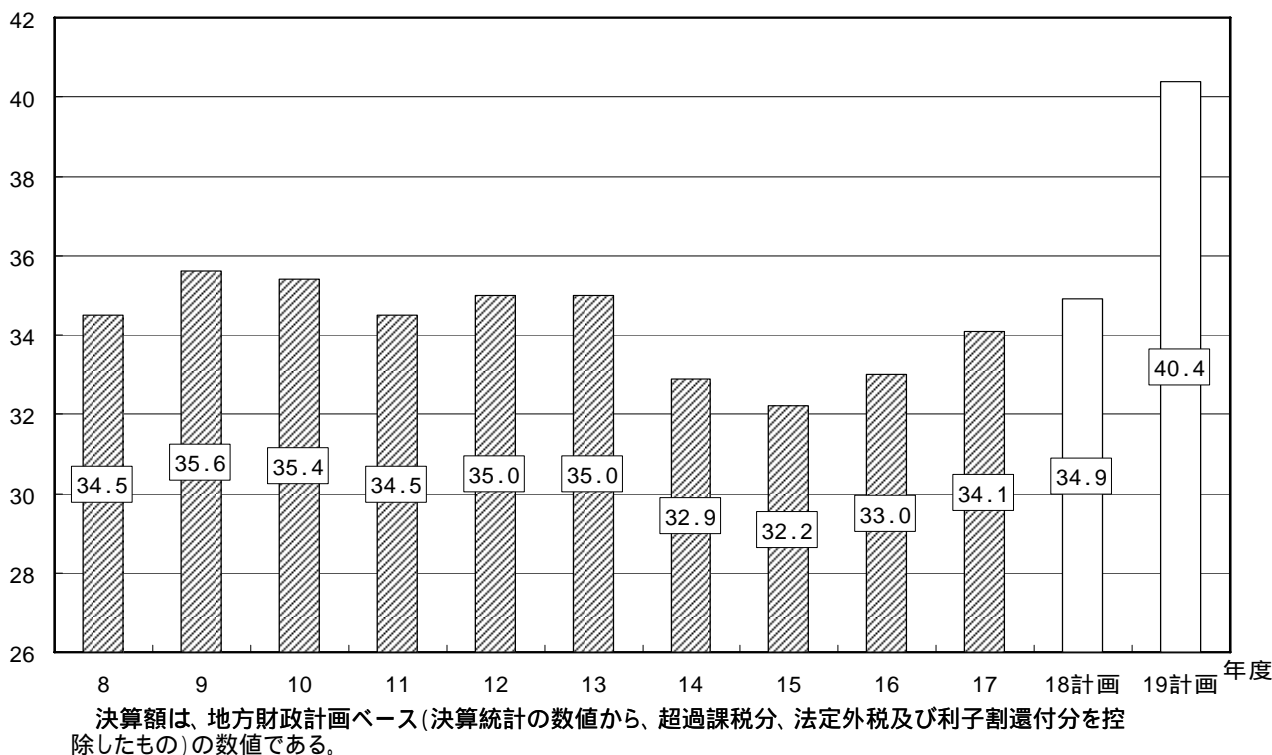
(注) 1 「個人道府県民税」は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

歳入総額に占める地方税の割合の推移

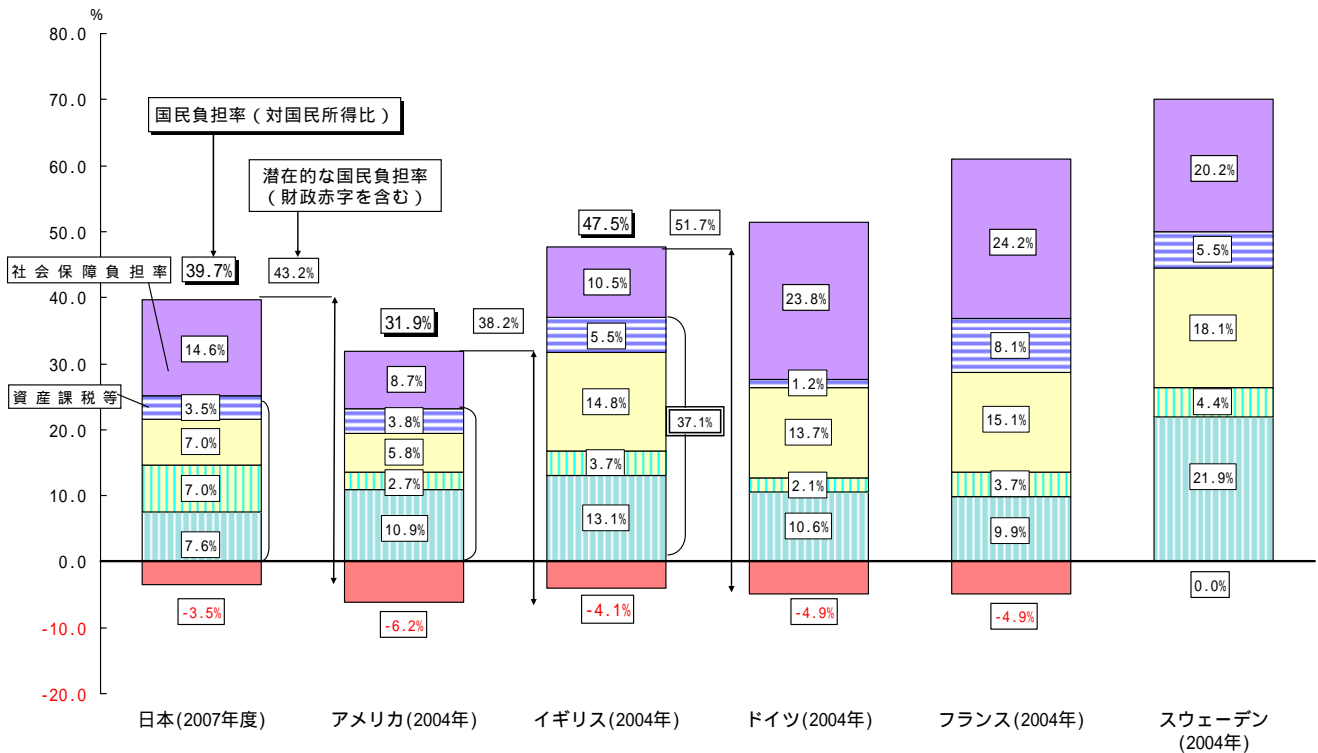


地方税収の推移

兆円



国民負担率の内訳の国際比較



(2) 指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

平成 18 年度税制改正における所得税から個人住民税への 3 兆円規模の税源移譲が平成 19 年度から実施され、地方税源の充実が図られることとなった。

平成 19 年度地方税制改正においては、わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度を国際的に見て遜色のないものとなるよう法人所得課税における減価償却制度について所要の見直しを図るとともに、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の 1 年延長を実施した。また、安心・安全のための税制として、長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー改修促進税制を創設した。また環境税制の一環として、ヒートアイランド対策推進の観点から緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充とともに低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長を行うなど、社会・経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つとして位置付けられる非課税等特別措置について、平成 19 年度税制改正においては、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 23 件、縮減 14 件、合計 37 件の整理合理化を行った。

税制は社会経済情勢の変化等に対応すべきものであり、上記の取組は、分権型社会を担う地方税制度の構築に有効と考えられる。さらに各種団体等からの税制改正要望等を受け、税制調査会等の審議を経て、国会において社会・経済情勢に適応した税制改正を実現していることから、効率性という側面においても一定の成果が認められる。

今後はさらに地方分権を推進し、地方の自主性、自立性を高め、地方が自らの責任と判断で行政サービスを実施できるよう、引き続き地方税の充実確保を目指していくとともに、3 兆円の税源移譲が実施され、地方税のウェイトが高まることから、今後、より一層の納税環境の整備や徴収対策の強化を図っていく必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税源の充実確保を実現するための、社会経済情勢の変化等に対処した所要の制度改正の実施	予算要求	継続的な取組
	制度	その時々为社会経済情勢や財政状況等を踏まえ、税制調査会の答申等を参考に検討
	実施体制・事務のやり方等	機構・定員要求を検討
納税環境の整備や徴収対策の強化を図る。	予算要求	継続的な取組
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	機構・定員要求を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

政策や制度に係る現状の分析に活用しており、地方税の改正に関しては、税制調査会の「平成19年度の税制改正に関する答申（平成18年12月）」等を活用。

(2) 評価に使用した資料等

- ・平成19年度における地方税制改正の概要（<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>）
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月）
- ・政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」（平成18年12月）
（<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>）
- ・平成19年度与党税制改革大綱（平成18年12月）
- ・各種統計指標